

RD 最終処分場問題対策委員会協議会 概要

| | |
|------|--|
| 日 時 | 平成 19 年 10 月 3 日 (水) 10 : 15 ~ 11 : 40 |
| 場 所 | 滋賀県農業教育情報センター 第 3 研修室 (2 階) |
| 出席委員 | 委員 : 岡村委員長、樋口副委員長、乾澤委員、勝見委員、島田委員、高橋委員、山田委員、(以上 7 名) わざらへ : 環境省近畿地方環境事務所 富岡第一係長 事務局 : 山仲琵琶湖環境部長、藤川循環社会推進課長、中村循環社会推進課主席参事、上田最終処分場特別対策室長 ほか |
| 傍聴者 | 10 名 |
| 次 第 | 1 開会 2 報告事項 (1) 追加調査の結果と想定される生活環境保全上の支障の整理について (2) 掘削調査計画 (案) について (3) その他 3 閉会 |
| 議事概要 | <p>【開 会】 委員会不成立の報告 出席委員数が 7 名で過半数に満たないため、予定していた第 7 回委員会 は不成立 10 月 3 日の日程調整および 11 名の委員の欠席理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整については、全委員のスケジュールから、下記の条件を満たす日を選定 <ul style="list-style-type: none"> 委員長が出席可能な日 最も多くの委員 (18 名中 12 名) が出席可能な日 追加調査結果が判明する時期 (9 月下旬から 10 月上旬) ・ 11 名の委員の欠席については、1 名の委員が、特定の委員が出席できない日に開催日の設定を行ったとして、他の委員に欠席を呼びかけるとともに委員会をボイコットする等の抗議を行い、結果、抗議の委員を含む 5 名、当初から欠席の返事を受けていた 5 名、本日欠席となった 1 名を合わせ 11 名の欠席となった。 <p>協議会の開催について 委員長より、設置要綱第 9 条の規定により委員会協議会として開催することが諮られ、出席委員の了承を受け、協議会の開催と、次回の委員会でも同じ説明を行うことが決まった。</p> <p>【報告事項 (1) 追加調査の結果と想定される生活環境保全上の支障の整理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2. 追加調査の結果と想定される生活環境保全上の支障の整理」(資料 2) を事務局より説明。 |

～ 質疑応答・意見～

(乾澤委員)・ 経堂池より下流での地下水 (Ks2 帯水層) の流動方向が、Ks2 層の傾きと異なること、自噴している井戸でも水位差で判断していること、水位差変動すること (7月に逆転) 流れが向き合う地下水の行き先に疑問がある。

・ 経堂池下流では、水銀のほかにシス - 1,2 - ジクロロエチレンが検出され、電気伝導率も高いこと、ヘキサダイヤグラムが処分場の周辺と似ていること、処分場内の浸透水から水銀が検出されていることから、処分場による影響の可能性が高いのではないか。

・ 市 No.3 では 35 回中 6 回がろ過後に検出され、市 No.7 ではろ過後はすべて不検出。市 No.7 は処分場、No.3 は他の影響とも整理できるが、ろ過後の検出は、微粒子という考え方ができないか。

(事務局)・ 流向は、水頭差をもとに等高線図を作成して、それに直交する方向を示している。また自噴井戸はホースをつなぎ、水頭を測定した。

・ この9月の末に地下水の水頭を測定したが、市 No. 3の方が市 No. 7より水頭差が高い結果であった。しかし、この周辺にはほかに井戸がなく、水頭差で向きが示されている。このため、流向と水銀については、専門部会でも検討していきたい。

(乾澤委員)・ 測り方がおかしいとは言っていない。地層の傾き、自噴状況もあり、水頭差からの判断だけで、流動方向を決めてよいのかと尋ねた。専門部会でも議論いただきたい。

(勝見委員)・ B-2 の Kc0 層の透水係数は 3.3×10^{-6} で、決して低くはない。また Kc0 層の層厚が 38m と限定的な表現であるが、その根拠を教えてください。

(事務局)・ Kc0 層の層厚は、市 No.1 で 38m、市 No.6 でも確認されている。このため、層厚が概ね 30m 以上が確認されている状況。

透水係数に関しては、処分場の設置基準に遮水性能を有する地盤は 10^{-5} で判断されており、これより小さい値では遮水性能を有すると判断した。

(勝見委員)・ 層厚については、何の前提条件もなしに層厚 38m との表記が気になった。

・ 透水係数の問題はそれでよいが、Kc0 層の中にも高いところ、低いところがあるため、層の境界には砂質も混じるが、遮水基準はクリアし、ほとんどが粘土であるので遮水性があるなど、論理的にまとめられたい。

(事務局)・ 記述については修正する。

(島田委員)・ 有害産業廃棄物の有無について、全ての有害物質が基準に適合していたと記述されているが、既往の含有量試験の鉛は検出されており、どのように考えればよいのか。

(事務局)・ 廃掃法に基づく有害廃棄物に該当する判定基準を上回るもの、溶出基準、ダイオキシン類は含有基準で判定しており、特別管理産業廃棄物に相当するものがないと整理している。なお、鉛が土壤汚染対策法の指定基準 150mg/kg を超えているが、有害廃棄物には該当しない。

(島田委員)・ そのようなことがわかるように記述されたい。

(委員長)・ 他に意見がなければ、これまでとする。

【報告事項（２）掘削調査計画（案）について】

・「3. 掘削調査計画（案）について」（資料3）を事務局より説明。

～質疑応答～

（樋口委員）・ 今回の調査の位置が説明されたが、ブロックの手前の方は以前に掘削されたところか。今まで掘削された場所もあわせて表示した方が、よりわかりやすい。

（事務局）・ そのように修正する。

（乾澤委員）・ 証言や資料提供により掘削場所を選定されているが、その辺は網羅されているのか。

（事務局）・ 90人に照会しており、その中で整理している。住民団体からの情報は内容を確認しており、代表の方にも話を訊いている。最大の情報の中で、漏れなく整理しているところ。

（乾澤委員）・ 可能性の高いところの調査をお願いしたい。住民説明会をされる予定と聞くが、その中での検討もお願いしたい。

（事務局）・ 栗東市で持たれている情報も提供頂きたい。

（乾澤委員）・ ブロックの、第1処分場の建物のところで、証言では、図面とは少し異なると聞いている。住民の方と十分に話をされ、場所を決定されたい。

（事務局）・ 一度、図面を見ながら協議したが、再度確認していきたい。

（島田委員）・ 聞き取り調査の関連で、90人に文書で照会し、現段階で何人の回答があったのか。

（事務局）・ 許可関係資料をもとに照会し、全体で20件回答があったが、その中には、従業員でないという情報もある。

（委員長）・ 他に意見もないため、この件については、これまでとする。

【報告事項（３）その他】

～連絡事項等～

（事務局）・ 追加調査の結果と掘削調査の内容は、次の専門部会に諮り、科学的な評価等について議論いただく予定。

【閉会】

（委員長）・ 本日の報告事項は以上とし、協議会を終了する。